

議第66号

令和3年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和3年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 25,523,500	千円 35,750	千円 25,559,250
	1 医業収益	20,405,395	△ 1,615,951	18,789,444
	2 医業外収益	4,844,705	1,650,151	6,494,856
	3 附帯事業収益	273,400	△ 2,604	270,796
	4 特別利益	—	4,154	4,154

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 25,700,000	千円 △ 519,098	千円 25,180,902
	1 医業費用	24,656,138	△ 633,320	24,022,818
	2 医業外費用	770,462	116,826	887,288
	3 附帯事業費用	273,400	△ 2,604	270,796

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,030,981千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 1,592,100	千円 △ 154,913	千円 1,437,187
	1 企業債	1,555,300	△ 200,400	1,354,900
	2 負担金	36,800	△ 10,404	26,396
	3 補助金	—	49,441	49,441
	4 諸収入	—	6,450	6,450

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,726,300	千円 △ 258,132	千円 3,468,168
	1 建設改良費	1,681,728	△ 167,498	1,514,230
	2 企業債償還金	2,044,572	△ 90,634	1,953,938

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
総合病院病院整備事業費	千円 1,454,400	千円 1,263,400
小児保健医療センター病院整備事業費	84,900	76,500
精神医療センター病院整備事業費	16,000	15,000
計	1,555,300	1,354,900

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 12,575,701	千円 △ 38,492	千円 12,537,209

(他会計からの補助金)

第6条 がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
補	助	金		
		千円 1,427,946	千円 1,600,072	千円 3,028,018

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造